

福岡高裁総第916号

令和7年11月13日

山中理司様

福岡高等裁判所長官

司法行政文書不開示通知書

10月8日付け（同月14日受付）で申出がありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

Dreport 第1号ないし同第12号

2 開示しないこととした理由

1の文書は、保存期間を満了しており廃棄済みである。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 総務課文書第二係 電話092(781)3141 (内線2124)